本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三一年法律第一九号）の施行期日は、令和二年三月二六日とすることとした。

◇国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（政令第三七号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を一、四〇七円から一、四一〇円に引き上げることとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九〇〇円から一、九〇三円に引き上げることとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を三、七四六円から三、七五三円に引き上げることとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、八四六円から一、八五〇円に引き上げることとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を二、六〇八円から二、六一五円に引き上げることとした。

2　市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる認定の請求一件当たりの基準額を二、六〇八円から二、六一五円に引き上げることとした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の師団の編成を改めることとした。（第一〇条関係）

2　航空自衛隊の航空総隊の編成を改めることとした。（第二八条の二関係）

3　航空自衛隊の警戒航空団の編成及び警戒航空団司令を規定することとした。（第三〇条の三及び第三〇条の四関係）

4　航空自衛隊第二術科学校を廃止し、航空自衛隊第一術科学校の所掌事務を改めることとした。（第三五条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

航空自衛隊の警戒航空団を新編することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月二六日）から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十九号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年三月二十六日とする。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千四百七円」を「千四百十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百円」を「千九百三円」に改める。

第二条中「千九百円」を「千九百三円」に、「三千七百四十六円」を「三千七百五十三円」に改める。

第三条中「千八百四十六円」を「千八百五十円」に改める。